

■議案第123号 四万十町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の制定について

【要旨】

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)が施行されたことに伴い本条例を制定するものです。

【内容】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条では、特定道路の新設または改築を行うときは、移動円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準に適合させなければならない旨が規定されていたが、第2次一括法第162条により改正が行われ、主務省令を参酌すべき基準として条例を定める旨が規定されました。

これに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例を制定するものです。